

(別紙)
厚生委員会政策提言

ヤングケアラー支援について

令和7年3月27日

小平市議会 厚生委員会

目 次

I	初めに	P 1
II	国・東京都・小平市の現状の取組	P 2
III	調査研究の過程	P 6
IV	提 言	P 9
V	結びに	P 1 1

I 初めに

我が国では少子高齢化が加速する中、全年代的に見ても介護等の負担から就業等への影響や生活が困窮し、生活に支障をきたす場合があり、ケアラーに対する自治体の支援の重要性が高まっている。

国でも2021年5月に文部科学省、厚生労働省のPT（プロジェクトチーム）によるヤングケアラー支援策が報告書として公表され、若者世代も含めたケアラー支援体制整備の必要性が認識されている。

こども家庭庁は2023年末、日常的に家族の世話や介護を担うこども「ヤングケアラー」への支援を法制化する方針を決定し、子ども・若者育成支援推進法を改正した。

ヤングケアラーの明確な根拠規定がなく、地域による支援のばらつきが課題であるが、改正案ではヤングケアラーを「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」と定義し、支援対象に位置付けられた。

こども・若者への過度の負担は学業に悪影響を与えるが、本人や家族にヤングケアラーとの自覚がない場合は問題が顕在化しづらいのが現状である。

国は実態調査を行う自治体を支援しているが調査を実施した自治体は少なく、法制化にあたっては、福祉・介護・医療・教育など関係機関の連携強化が検討されている。

まずは市として、ヤングケアラーの実態を把握するため実態調査が必要と考えられる。また、ヤングケアラー対策には学校や子ども家庭支援センターをはじめとした全庁横断的な支援体制の構築が必要と考える。

以上のことから、厚生委員会では今期、「ヤングケアラー支援について」を政策提言とすることとした。

ヤングケアラーのこどもたち



障害や病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている。



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている。



障害や病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている。



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている。



日本語が第一言語でない家族や障害のある家族のために通訳をしている。



家計を支えるために労働をして、障害や病気のある家族を助けている。



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している。



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている。



障害や病気のある家族の身の回りの世話をしている。



障害や病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている。

出典：こども家庭庁(<https://www.cfa.go.jp/policies/young-carer>)

II 国・東京都・小平市の現状の取組

1 国の現状の取組

(1) 厚生労働省と文部科学省の取組

- ・ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチームを設置

(2) 令和3年度におけるヤングケアラーの支援に関する取組

- ・他機関連携によるヤングケアラーへの支援の在り方に関する調査研究
- ・ヤングケアラーの実態に関する調査研究
- ・ヤングケアラーの社会的認知度向上のための広報啓発

(3) 令和4年度のヤングケアラーの支援について

- ・ヤングケアラーの支援体制を強化するため、実態調査又は関係機関がヤングケアラーについて学ぶための研修等を実施する地方自治体に対して、財政支援を行う。
- ・地方自治体におけるヤングケアラーの支援体制の構築を支援するため、ヤングケアラー・コーディネーターの配置、ピアサポート等相談支援体制の推進、オンラインサロンの運営・支援等に、財政支援を行う。
- ・ヤングケアラー相互ネットワーク形成推進事業
- ・子育て世帯訪問支援モデル事業
- ・ヤングケアラーの社会的認知度向上の取組

(4) 令和5年度こども家庭庁発足

- ・令和4年度のヤングケアラー支援の拡充と強化
※支援体制に、外国語対応通訳派遣支援が追加された。

(5) 令和6年度の取組（こども家庭庁）

- ・「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」において、子ども・若者育成支援推進法を一部改正
- ・国・地方自治体が支援に努めるべき対象としてヤングケアラーを法律に明記
- ・切れ目なく支えるという観点から、概ね30歳未満の者を支援対象とした。
- ・自治体ごとの役割を明確化し、18歳未満は主に市区町村が、18歳以上は主に都道府県で対応することとした。
- ・ヤングケアラーの定義を明確化した（家族の世話や介護を過度に行っている状態）。

- ・「気づき」の重要性から、教育相談協議会との連携で、教職員・生徒を対象とした研修や出前講座を活用し、こども自身の人権についての「気づき」を促すなど理解促進に努める。

2 東京都の現状の取組

(1) 都内のヤングケアラーの実態把握

東京都では、都内のヤングケアラーの実態を把握するため、令和2年度に国が実施した「要保護児童対策地域協議会におけるヤングケアラーへの対応に関するアンケート調査」について、都分集計を行い、ホームページにて公開

(2) 連絡会の設置

令和3年度に、ヤングケアラーの実態を把握し関係各局の共通認識を深めるため、「ヤングケアラーに関する連絡会」を設置し、必要な施策を検討

(3) ヤングケアラー支援マニュアルの作成・発行

令和5年3月に地域で関係機関が緊密に連携し、ヤングケアラーに早期に気付くとともに、見守り、寄り添いや具体的な支援につなぐことができるよう、ヤングケアラー支援マニュアルを作成（児童福祉関係機関編、教育関係機関（学校）編、生活福祉関係機関編、障害福祉関係機関編、高齢者福祉関係機関編、保健医療関係機関編）

(4) 東京都ヤングケアラー相談支援等補助事業

令和4年度から、ヤングケアラーやその家族が相談しやすい体制の整備を行うため、相談支援等を行う団体の取組を支援。ヤングケアラーへの支援団体に対し、東京都が直接補助（補助率10分の10 ※印は別途加算あり。）

・ピアサポート等相談支援体制の推進

ヤングケアラーを対象としたピアサポート等の悩み相談の実施

※家事支援ヘルパーの派遣等を実施する場合

※キャリア相談支援等を実施する場合

※イベントを実施（レスパイト・自己発見等）する場合

・オンラインサロンの設置・運営、支援

ヤングケアラーがより気軽に悩みや経験を共有できる場所として、

SNS等を活用したオンラインサロンの設置・運営、支援

※対面でのサロンを行う場合

(5) ホームページ「ヤングケアラーのひろば」(正式版)の公開

広く都民にヤングケアラーについて理解を深めてもらうとともに、ヤングケアラーの方が必要な支援につながるきっかけとしてもらうことを目的に、令和6年2月にヤングケアラー支援のための新たなホームページ「ヤングケアラーのひろば」(ベータ版)を公開した。

翌月(3月)に、ヤングケアラーの方の実体験を基にしたドキュメンタリー動画を新たに公開するとともに、ユーザーからの意見を踏まえてベータ版をバージョンアップし、正式版として公開した。

ホームページのコンテンツ

- ・スペシャルムービー(動画制作):ヤングケアラーの方に経験したことや感じたこと等についてお話を伺い、ドキュメンタリー動画を制作。ヤングケアラー本人だけではなく、家族や友人等周りの人たちの様々な視点も交えて、ヤングケアラーの実情を描いている。
- ・「ヤングケアラーとは」:ヤングケアラーの多様な状況について、イラスト等を用いて視覚的にも分かりやすく紹介
- ・「私の場合、僕の場合」:ヤングケアラーが抱えている状況について、支援内容等も交え、事例形式で紹介
- ・「スペシャルアニメ」:ヤングケアラーについて小学生にも分かりやすく理解できるよう、アニメで解説。BGMにはヤングケアラー当事者の声を基に作詞した楽曲が使用されている。
- ・「ヤングケアラーのリアルボイス」:ヤングケアラー・元ヤングケアラーの方々が集まってワークショップを開催した際に集めた、ホームページで発信したいことについて、参加者の声を掲載

3 小平市の現状の取組

(1) 実態把握

- ・小平市の教育に関するアンケート調査(令和3年度実施)
「大人が行う部分をいつもやっている」と回答した割合
→小学3年:4.3%、小学6年:1.8%、中学1年:5.0%、中学3年:4.0%
- ・「(仮称)小平市こども計画」の策定における調査のなかでヤングケアラーについての項目を設定
- ・現場での把握として、子ども家庭支援センターによる要支援家庭への支援
- ・小・中学校を対象に、SOSの出し方や相談窓口を伝えるための出前授業の中でヤングケアラーに関するアンケートを実施

(2) 普及啓発・周知

- ・市ホームページに「ヤングケアラーを知っていますか」を掲載し、相談窓口として、子ども家庭支援センター、東京都小平児童相談所、児童相談所虐待対応ダイヤルの周知
- ・令和5年度版「若者応援ガイドブック」にヤングケアラーについて掲載
- ・「家族のためにがんばるあなたへ～誰かを頼ってもいいのですよ～」の小・中学生以上向け普及啓発動画の配信
- ・ヤングケアラー周知啓発動画等を活用した小・中学校への出前授業等の実施

(3) 家庭への支援

ヤングケアラーに特化ではなく、児童虐待や、貧困家庭への支援としても実施している。

- ・食材配布事業

要支援家庭等の養育環境改善を目的とした食事支援を令和4年4月から実施

- ・養育支援ヘルパー派遣事業

今まで対象年齢が12歳までを令和6年度から18歳までに拡充

(4) 小平市子ども家庭支援センターの役割

- ・ティーンズ相談室 ユッカ

市内在住の13歳から19歳までの方を対象に人間関係や、生活上困っていることや悩んでいることが相談できる。また、利用者や、相談内容によってはヤングケアラーの早期発見に繋げることができる。

Ⅲ 調査研究の過程

1 調査日程

- ・ 令和5年12月 7日 委員会調査
厚生委員会所管事務調査のテーマを「ヤングケアラー支援について」に決定
- ・ 令和6年 2月 1日 委員会調査 担当課より市の現状説明
- ・ 令和6年 3月14日 委員会調査
- ・ 令和6年 5月23日 委員会調査
府中市視察「ヤングケアラー支援施策について」
- ・ 令和6年 6月13日 委員会調査
- ・ 令和6年 8月21日 委員会調査
- ・ 令和6年 9月12日 委員会調査
- ・ 令和6年10月30日 兵庫県神戸市視察「こども・若者ケアラー支援事業について」
- ・ 令和6年10月31日 香川県高松市視察「ヤングケアラー支援事業について」
- ・ 令和6年11月14日 委員会調査
- ・ 令和6年12月 5日 委員会調査
- ・ 令和7年 2月 3日 委員会調査
- ・ 令和7年 3月13日 委員会調査

2 視察要点

(1) 令和6年5月23日 先進自治体視察

府中市「ヤングケアラー支援施策について」

【概 要】

府中市では、日本財団と協定を結び、助成を受けた一般社団法人ケアラーワークスと協働・連携し、以下の事業を展開しながら、ヤングケアラーに対する包括的な支援を行っている。

- ・ ヤングケアラーの早期発見・啓発のための実態把握調査
- ・ 相談窓口の設置(直営と委託)、SNS等を利用した24時間の相談体制
- ・ 教育・福祉関係者及び民間団体への研修、当事者向けのイベントや、関係機関向けの研修
- ・ 支援対象者の状況把握と在宅支援・学習支援事業等



【所 感】

府中市では、民間団体と連携・協働を行い、啓発事業を展開している。また迅速なヤングケアラーの発見、早期対応を目指し、支援強化を図っている。小平市においても、連携・協働できる団体の育成が必要と感じた。

(2) 令和6年10月30日 先進自治体視察

兵庫県 神戸市「こども・若者ケアラー支援事業について」

【概 要】

神戸市では、ヤングケアラーの支援に当たり20代も支援の対象とし、全国初の相談・支援窓口を設置（担当課を新設）、迅速な支援につながる庁内連携体制を構築している。以下のような取組により、包括的な支援を行っている。



- ・学校、福祉、児童の関係者への理解促進(研修・事例検討)

- ・交流と情報交換の場

主に高校生以上の当事者同士が交流・情報交換ができる場づくり

小・中学生にはこどもらしく過ごせる場として、こども食堂や学習支援等を紹介

- ・こどもケアラー世帯への訪問支援事業

- ・兵庫県の配食支援事業

- ・民間企業との連携（レスパイト・中間的就労・奨学金支援）

【所 感】

神戸市では、孤立するヤングケアラーの問題が浮き彫りにされたことをきっかけに迅速に支援への取組を始めている。庁内関係課による連絡会を定期的に行い情報共有するとともに、支援の共通理解とノウハウの蓄積を図り、垣根を越えた連携ができており、参考になった。配食支援事業が、支援サービスにつなぐきっかけづくりとして重要な事業であると感じた。

(3) 令和6年10月31日 先進自治体視察
香川県 高松市「ヤングケアラー支援事業について」

【概 要】

高松市では、ヤングケアラー・コーディネーターが各小・中学校を巡回して、支援を必要とすべき子どもがいるかの聞き取りを行っている。また、各関係課や社会福祉協議会、子ども食堂などからも情報収集を行うとともに、それぞれと連携し、学習支援及び必要な機関につなぐなど、支援の核となっている。



- ・学校教育課が実態調査を実施（教育相談活動を通したり、SSWを対象）
- ・市ホームページ作成、SNS等で周知。啓発等リーフレットを作成し、配布
- ・高松市子ども・子育て条例にヤングケアラー支援を位置づける
- ・相談窓口、支援サービス案内の明確化
- ・高松市関係機関向け研修、高校での出前授業

【所 感】

高松市は、幅広く連携するために、支援体制の核となるヤングケアラー・コーディネーターが重要な役目をはたしている。しかしながら、担当が変わっても、途切れることのない支援体制を続けるためにはマンパワーが必要と感じた。

また、令和6年度より、受診等の同行支援事業も始めたとのことで、参考にしていきたい。

IV 提言

1 ヤングケアラー実態調査の実施

ヤングケアラーへの気づきや、実態を把握し、必要な支援につなげる対応策に取り組むことを目的として、ヤングケアラーの実態調査が必要と考える。

【実態把握調査を行う際の実施方法】

- ・計画策定時だけでなく定期的に実態把握の調査を行う。
- ・児童・生徒が回答しやすいよう教育委員会の協力を得て学校で調査票の配布や、一人一台のタブレット端末を活用して実態把握のアンケート調査を実施する。

2 ヤングケアラーについての広報・普及啓発・相談窓口

相談先がわからない当事者への、連絡先の周知が必要と考える。

また、当事者自身がケアラーであることに気づいていないことも多いので、こどもの生活の変化に気づきやすい学校の先生や地域関係者、地域団体への周知・相談窓口も必要と考える。

- ・「市報こだいら」での特集記事の掲載
- ・ヤングケアラー相談窓口周知にかかるポスターやチラシの作成
- ・ヤングケアラー周知啓発動画の普及促進（児童・生徒に対しては、タブレット端末を活用）
- ・SNSを活用しての相談窓口の開設

3 こども家庭センターを中心とした教育部門等との横断的な連携

学校は「ヤングケアラーである可能性のある児童・生徒」に気づきやすい場所であり、ヤングケアラーの早期発見において重要な役割を果たすことができる機関である。

- ・ヤングケアラーに対する現状認識、学校の役割を理解するために、教職員を対象にした研修内容のさらなる充実に努める。
- ・アンケートで把握したヤングケアラーの情報について、学校等とこども家庭センターが情報共有し、支援につなげていく。

4 ヤングケアラー当事者・当事者家族（母子・父子家庭含む・外国籍家族）、へのアプローチや支援

市として、子育て支援課では、ひとり親家庭ホームヘルプサービス、ファミリー・サポート・センター事業での見守りや送迎支援、こども家庭センターでは、子育て世帯訪問支援事業、食材配付事業、産前産後ケア事業等の支援を行っている。

利用できる既存の支援事業につなぐため、こども家庭センターが学校や民生委員等と連携して、支援が必要なこどもにアプローチするための体制づくりが必要

である。また必要に応じて既存の支援事業内容の見直しや拡充の検討を行い、さらに利用しやすいものにする。

5 ヤングケアラー・コーディネーターの配置

ヤングケアラー・コーディネーターは、ヤングケアラーに対する助言や伴走型支援を行うなど、適切な支援につなぐ役割を担っている。また、各機関や専門職に向けたヤングケアラー支援研修、講演会の開催、ヤングケアラーとその家族を支えるネットワークの構築、主な相談窓口として、関係機関との連携を図るなど支援の中核を担っている。

ヤングケアラー・コーディネーターの配置に当たっては、東京都の事業を活用するなどして、小平市の実態に適したヤングケアラー・コーディネーターを配置する。

6 地域ボランティア団体との連携の推進

日頃から子どもたちと関わりのある団体から話を聞く機会を設け、様子や言動から気になる子ども、自分から相談してくる子どもがいた場合、支援につなぐ連携体制の構築が必要である。

- ・子ども家庭センターが、子ども食堂連絡会をはじめとした地域ボランティア団体と共に情報収集、共有をし、ヤングケアラーの早期発見や支援につながる連携体制をつくる。
- ・地域ボランティアでヤングケアラーに関わる人たち向けに、支援のための研修や学習会を開催する。

7 ヤングケアラー支援の核となる受け皿（団体等）の育成

ヤングケアラーを支援する民間団体として、国や東京都には法人が運営する支援団体等があるが、小平市にはまだ存在しない。支援につなげていく体制を構築していくうえで核となる団体の育成は急務である。

- ・子どもに関係する団体に向けた国や東京都の事業を活用するとともに、民間団体の知識やノウハウを学べる研修や学習会を開催することで団体の育成を図っていく。
- ・今後新たな支援団体が活動できるように、バックアップ体制を整える。

V 結びに

厚生委員会ではこの2年間、少子高齢化が加速する中、各委員が政策提案を持ち寄り、議論を重ねて所管することも政策、健康福祉政策の中から「ヤングケアラー支援について」を政策提言とすることとした。

ヤングケアラー支援についての国や東京都の今後の方向性と現状把握や先進自治体の視察を通し、小平市にとって必要な支援策は何か、について議論を重ね提言書にまとめた。

本政策提言はヤングケアラーに特化したものとなったが、こども、若者たちを取り巻く環境は年々、多様化し複雑化していると考える。小平市にあっては小平市の未来を担うこども、若者たちの支援を最優先に取り組む自治体経営を推進していただきたい。

今後、「第三期小平市子ども・子育て支援事業計画」「(仮称)小平市こども計画」の策定が予定されているが、本政策提言が反映され、ヤングケアラーの推進について、地域・部署・民間の垣根を越えた連携体制で、小平市政の取組の発展に寄与することを願って、令和5－6年度の厚生委員会（幸田昌之、比留間洋一、柴尾ひろみ、高橋政美、中江美和、福室英俊、三輪博美）の政策提言とする。